

子どもの居場所づくり事業補助金について（R3.7.1 から適用）	
現状	全国的に子どもの貧困対策が急務とされる中で、地域における子どもの食事や学習などの提供を含めた居場所づくりが広がっている。 また、貧困対策としてだけでなく、コロナ禍の中で子どもが社会的孤立に陥らないよう、子どもの居場所づくりとしても地域団体等によるこれらの取組が推進されているところである。宍粟市においても、食の提供も含め、学習の場の提供など子どもの居場所づくりを開始する動きがある。
課題 (あるいは、より良くしたい点)	NPO 法人やボランティアグループ等の民間や地域による子ども食堂や学習支援などの子どもの居場所づくりの動きがあるが、収益を望むものではなく、初期投資費用や継続的な運営費確保に課題がある。
目的 (何のために)	市内において子どもの居場所づくりを目的に、子ども食堂や学習支援などに取り組みうとボランティアグループを結成された団体がある中で、初期投資費用や継続的な運営費を支援することで、安定した子どもの居場所づくりを確保することを目的とする。
宍粟市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱（概要） ①補助対象となる「子どもの居場所づくり事業」は次のいずれかの活動をいう。 ア) 子ども食堂 子どもに低料金又は無料による食事の提供を行う活動 イ) 学習支援 学習習慣の定着や基礎的な学力向上等の支援を行う活動 ウ) その他 市長が子どもの居場所づくりに有効であると認める活動 ②補助対象者の要件 市内において子どもの居場所づくりのために事業を実施しようとする又は実施している次の全ての要件を満たす団体 ーただし、宍粟市からこの要綱に基づく補助金以外の補助金や交付金又は委託料を受けていないこと。（しそく元気づけんき、しそく女子キラキラパワーアップ等） ー ア) 組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があること イ) 宍粟市社会福祉協議会の宍粟市ボランティア・市民活動センターに登録された団体であること ウ) 特別な事情がない限り、月に1回以上（学習支援は月に2回以上）事業を実施すること。また、子ども食堂は1回あたり10食以上の食事を提供できる体制を、学習支援については、1回あたり3人以上が参加できる体制をとること。 エ) 子どもの居場所を利用できる者が、特定の住民や子どもに限定されていないこと オ) 事業の実施にあたっては、別に定める要件もすべて満たしていること <u>（子ども食堂の開設費用の申請に当たっては、兵庫県の補助金の申請を必須要件とする。）</u> ※参考 ： 兵庫県「子ども食堂」応援プロジェクト補助金 立上げに対する助成、運営費は対象外 ※予算の範囲内での助成 上限13万円（月1回開催）又は26万円（月2回以上開催）	

③補助対象となる経費：別表１に定める子どもの居場所づくり事業の開設又は運営に要する経費とする。ただし、人件費については対象外とする。

※別表１

事業区分	補助対象経費
事業の開設	事業の開設に必要な設備整備費（消耗品費、教材費、印刷製本費、備品購入費、施設改修費等）のうち市長が必要と認めた経費
事業の運営	1.事業に係る保険料 2.会場使用料または事業に必要な備品等のリース料 3.消耗品費 4.食材費 5.教材費 6.備品購入費 7.施設改修費 8.印刷製本費 9.役務費 10.ボランティアが参加するための費用弁償費 11.その他市長が必要と認めた経費

④補助金額：別表２に定める額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。また、子ども食堂と学習支援等の２事業を組み合わせ、同日、同場所で開催する場合においても、上限額についてはこれを適用する。（２倍とはしない。）

※別表２

補助区分	事業区分	補助基準額
開設費に対する補助金		上限 10 万円 ・補助対象経費に係る実支出額から県補助金交付決定額及び寄附金その他の収入額を控除した額の 10 分の 10（ただし、備品購入費及び施設改修費については 2 分の 1）以内の額
運営費に対する補助金	子ども食堂	補助対象年度当たり（１年度ごと）につき、次のうちいずれか低い額
	学習支援	・補助対象経費に係る実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額の 10 分の 10（ただし、備品購入費及び施設改修費については 2 分の 1）以内の額 ・1 万円×事業実施回数の合計額
	その他	・ 20 万円